

固定資産についてのお知らせ

土地・家屋の納税義務者に 変更があった場合には

相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合や、納税義務者が亡くなったのに変更していない場合は、納税義務者の変更の届出をお願いします。

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は毎年1月1日に現存する建物に課税されます。家屋を取り壊した場合は、お手数ですが、取り壊したことをお申出ください。

住宅用地の申告について

住宅用の土地を所有している方で、その土地や家屋等の状況が変更になった場合は申告が必要となります。

住宅耐震改修に伴う 固定資産税の減額

平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修された住宅で、次の要件を満たす場合には申告後、翌年度から家屋の固定資産税が最長3年間、2分の1減額されます。

▼対象要件

○昭和57年1月1日以前から所在する住宅で耐震改修したものの。
○現行の耐震基準に適合の証明されたもの。(改修工費が30万円以上)

○耐震改修工事が完了した日から原則として3か月以内に申告したもの。

▼減額対象面積 120㎡まで

償却資産の申告は 1月24日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、1月24日(水)までに申告をしてください。

償却資産とは、会社や個人で

工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品など(使用している・していないは問いません)で、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

※対象とならない場合

税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの。また、取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する場合。

◎問い合わせ 税務課

☎内線255・256

所得税の還付申告は

1月中旬が便利!!

税務署では、還付の確定申告を1月4日(木)から受け付けています。

確定申告期間中(2月16日(3月15日)は大変混雑します)ので、還付申告は1月中の申告をおすすめします。

確定申告書は、税務署の会場のほか、1月末より町税務課窓

口でも配布を予定しています。また、町での申告受付は例年通り2月中旬より行う予定で、詳細は次号広報でお知らせします。

▼受付日時・会場

【平塚税務署】

1月4日(木)～25日(木)
土・日・祝日は除く。

【平塚駅ビル6階ラスカホール】

1月26日(金)～3月15日(木)
土・日・祝日は除く

ただし、2月18日(日)・25日(日)のみ開場します。

※ラスカホールでの期間中、平塚税務署には申告相談窓口は設置されませんのでご注意ください。

▼国税庁ホームページをご利用 ください!

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、「タックス

アンサー(税金相談)」や「確定申告に関する情報コーナー」などを掲載しています。また、申告期間中は申告書様式のダウンロードや申告書の作成も行うことができますのでぜひご利用ください。

◎問い合わせ

・確定申告について

平塚税務署個人課税部門

☎(22)1400

・町県民税について
税務課 ☎内線254

戦傷病者等の妻に対する 特別給付金が 支給されます

平成18年10月1日において、戦傷病者等の妻である方、また、平成8年10月1日から平成15年3月31日の間に戦傷病者等が死亡した妻の方を対象に、特別給付金が支給されます。

詳細は問い合わせください。

◎問い合わせ・請求先 福祉課 ☎内線303